

資 料 編

1 用語解説

*用語の後の（ ）はこの用語が最初に出てくる頁です。

あ 行

アウトリーチ（21 頁）

以前は「アウトリーチ」は、訪問支援全般の意味で使われることが多かったのですが、現在では自ら SOS の声を挙げられない方など、支援が必要にもかかわらず潜在化している人を支援者が発見し、積極的に情報や支援を届ける活動と理解されています。

空き家バンク（43 頁）

空き家の流通促進を目的として、自治体が把握・提供している空き家等の情報について自治体を横断して簡単に検索ができるよう情報を掲載している仕組みのことです。館山市では一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部と協定を結び、2024 年 8 月から「館山市空き家バンク」制度を開始しています。

安房地域権利擁護推進センター（50 頁）

様々な事情により意思決定が困難な方に対して、権利擁護に関する事業を活用して支援を行う機関です。3 市 1 町（館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町）が共同して、鴨川市社会福祉協議会に運営を委託しています。

医療的ケア児等コーディネーター（58 頁）

医療的ケア児とは、新生児特定集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうを使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。全国に約 2 万人いると推計されています。医療的ケア児コーディネーターは、そうした医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等多分野にまたがる支援を総合的に調整し、支援の提供につなげます。また、医療的ケア児等への支援のための地域づくりも推進する役割も担っています。

インフォーマルな社会資源（19 頁）

家族や親族、友人・知人・近所の人によるサポートや、ボランティア、当事者団体による支援等、制度化されていない社会資源のことを指します。制度化されていない分、柔軟性がありますが、継続性や安定性に課題があるとされています。

か 行

介護タクシー（18 頁）

例えば車椅子の方がそのまま乗車できる等、介護・介助が必要な人が乗車しやすい設備が整っており、比較的負担をかけずに目的地まで送り届けることができるタクシーのことを指します。介護保険が適用されるものと、適用されないものがあります。

ゲートキーパー（36 頁）

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられています。「ゲートキーパー」になるために特別な資格は必要

ではなく、あらゆる分野の人材が悩んでいる人に寄り添って、「気づき」・「傾聴」・「つなぎ」・「見守り」などの活動で行動を起こしていくことが期待されています。

コミュニティソーシャルワーカー（21 頁）

地域で暮らす人々の生活課題に対する個別支援と、地域における生活環境の整備、住民の組織化等のネットワークづくりなどを通じた地域支援を総合的に行う地域福祉の専門職です。

子育てコンシェルジュ（43 頁）

安心して子育てができるよう育児の悩みや相談に応じ、希望に合ったサービスの情報を紹介して適切な支援につなげるための案内人です。館山市では、保育士・幼稚園教諭の資格を持つ子育てコンシェルジェを 2 名配置しています。

更生保護（93 頁）

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作ることを目指す活動のことです。保護司による生活環境の整備、保護観察、犯罪予防活動などは、その代表的な活動です。

さ 行

市民後見人（35 頁）

弁護士や司法書士等の資格を持たない一般市民の方で、市区町村等によって実施される養成研修を受講するなどして、成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方のことです。

重層的支援体制整備事業（19 頁）

市町村において既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

就労継続支援 A 型・B 型（41 頁）

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス 4 種類のうちの 2 種類であり、A 型は一般企業に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。他方、B 型は雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（53 頁）

スクールカウンセラーは児童へのカウンセリングや教師・保護者への助言等を通じて、児童の心理に関する支援を行います。他方、スクールソーシャルワーカーは児童生徒や児童生徒が置かれた環境への働きかけを通じて、児童の福祉に関する支援を行います。

両者とも学校に配置され、教職員等と連携しながら活動し、児童生徒の課題解決に当たります。

生活困窮者自立支援サービス（11 頁）

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度で、全国の自治体で取り組まれている必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金があり、その他に就労準備支援事業等の任意事業があります。

生活支援体制整備事業（19 頁）

市町村が中心となって、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加推進を図り、地域の支え合いの体制づくりを推進していく事業です。市町村区域（第1 層）や日常生活圏域（第2 層）ごとに「生活支援コーディネーター」や「協議体」を配置して、地域住民の互助による助け合い活動を推進します。

生活支援コーディネーター（19 頁）

地域の特性や課題についての把握や、地域で活動をしている人々や団体等、多様な主体による取り組みと地域のニーズとのコーディネートを行い、地域における生活支援・介護予防サービス提供体制の構築を推進します。地域支え合い推進員とも言います。

ソーシャルインクルージョン（20 頁）

ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）とは、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、誰一人として見捨てることなく社会の構成員として包み支え合うという理念です。

た 行

多問題家族（18 頁）

多問題家族とは、本人だけでなく家族間で様々な生活課題を複合的に抱えている家族を指します。高齢や障害、児童関係等多分野にまたがる問題を抱えている場合が多く、問題解決には多職種の連携が必要となります。

男女共同参画（3 頁）

男女共同参画とは、男女が社会の対等な構成員として、自分の意思によってあらゆる分野における社会活動に参画する機会が確保され、それによって男女が平等に政治的、経済的、社会のおよび文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことです。

地域福祉コーディネーター（33 頁）

一定の地域（小学校区など）を受け持ち、きめ細かく住民の相談に応じる支援を担いながら、地域課題の解決基盤を高めるための地域づくりも担う福祉の専門職です。主に、社会福祉協議会で働いています。

地縁型組織（3 頁）

町会や自治会など同じ地域に居住することでつながる住民の自主的な地域共同組織のこと。地域の見守り・支え合いの活動主体（担い手）となるとともに、地域福祉への関心を高め、取り組みを充実させていくことが期待されています。

地区社会福祉協議会（地区社協）（19 頁）

市町村毎に組織・設置され、社会福祉法人格を持つ市町村社会福祉協議会と並行して、住民にとって最も身近な小地域の社会福祉協議会として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体です。館山市では 15 の小地域に組織されており、地区の福祉課題を捉え、より具体的な地域福祉活動を展開しています。

デマンドタクシー（43 頁）

タクシーを利用したい人が、予め希望の時間、乗車場所を伝えて利用するシステム。乗車場所が決められていることが通常のタクシーとの違いです。市町村が補助をしていることが多くあります。

都道府県地域福祉支援計画（21 頁）

都道府県が市町村地域福祉計画の達成を支援するために、各市町村を通ずる広域的な視点から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めた計画です。高齢者、障害者、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項や人材確保・資質向上等に関する事項を定めることとされています。

な 行

日常生活圏域（19 頁）

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことを言います。地域包括ケアシステム構築のため中学校区単位や地域の実情に応じて人口 2～3 万人程度で想定されることが多く、介護保険法により市町村介護保険事業計画に規定されます。また、地域包括支援センター設置の目安とされています。

ノーマライゼーション（3 頁）

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障がいのある・なしに関わらず、誰でもが皆な共に生きることのできる社会こそがノーマルであるという考え方です。

は 行

バリアフリー（3 頁）

公共空間や建築物において、段差の解消や手すりの設置などを通して、生活上の障壁（バリア）を取り除くことです。転じて、ハード面だけでなく、様々な境遇の人がお互いに理解し、交流しあうため意識上のバリアを取り除くことも含まれます。

避難行動要支援者（46 頁）

高齢者、障害者など災害時に自ら避難することが困難な人々のことです。災害対策基本法に基づき、市町村は避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者（消防機関、

警察、民生委員、市町村社協、自主防災組織等）と適切に共有することとされています。

福祉避難所（34 頁）

災害対策基本法において、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する人が滞在できるように、内閣府令の基準に基づき相談や助言、その他支援を受けられるような体制が整備された避難所です。市町村長は、福祉避難所を公示することとされています。

福祉事業者の第三者評価（52 頁）

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、保育所、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、障害者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施される事業について、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受ける仕組みです。

福祉総合相談窓口（31 頁）

市町村において相談者からの多問題・複合的な課題や相談機関等からの様々な相談にワンストップで対応します。または関係課、相談機関等との連携強化により、各福祉分野の縦割りの支援ではなく総合的に支援を行う相談窓口のことを指します。

保健推進員（50 頁）

すべての市民が健康で明るく生活することを目的に、地域ぐるみでの健康づくりを推進している人たちです。市が実施している保健事業を皆さんにお知らせし、地域の皆さんがより健康で元気に暮らせるように活動しています。館山市では、143 人が市内各地で活動しており、任期は 3 年です。

保護司（89 頁）

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯さないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣からの委嘱を受け、全国で約 47,000 人が保護司として活動しています。館山市には千葉県安房地区保護司会館山支部があり、犯罪のない明るいまちづくりに向けて活動しています。

ボランティアセンター（40 頁）

社会福祉協議会は全国すべての市区町村にあり、その多くにボランティアセンターが設置され、ボランティアに関するご相談に応じています。ボランティアセンターは、「ボランティアをしてほしい人」と「ボランティアをしたい人」を結びつけるコーディネートを行うために、「ボランティアコーディネーター」を配置しています。

ボランティア連絡協議会（38 頁）

館山市内でボランティア活動を行っている団体の集まりです。社会福祉協議会には、現在、登録ボランティアとして約 130 名の方が活動しています。登録ボランティアには、グループでの活動と個人の活動があります。

ま 行

目的型組織（3 頁）

ボランティアグループや NPO（特定非営利活動法人）など、一定のテーマや目的に基づいて、日常生活のふれあいや共同の生活、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちの住んでいる地域をみんなの力で住みよくしていこうと活動している組織です。

や 行

ヤングケアラー（18 頁）

ケアラーとは、高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする家族・親族等に、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する人であり、そのうち 18 歳未満の人が「ヤングケアラー」と言われています。ヤングケアラーは、介護や家事等で忙しく、本来受けるべき教育を受けられなかったり、経済的に困窮したり、同世代との人間関係を満足に構築出来なかったり等、成長していく上での困難な課題を抱えていることも多く、適切な支援が求められています。

要支援・要介護度（8 頁）

どの程度の介護（介助）を必要とするのか介護の度合いを表す指標で、介護保険の要介護認定で 7 段階に区分されます（自立を除く）。要支援は、基本的に一人で生活できるが、部分的に介助を必要とする状態で、介護予防サービス利用のために要支援 1・2 の認定がなされます。要介護は、日常生活全般で介護が必要であったり、認知機能の低下があったりする状態で、介護サービス利用のために、本人の状態に応じて要介護 1～5 の区分で認定がなされます。これらの認定は、市町村に設置されている介護認定審査会の審査を経て、市町村長が行います。

ら 行

レスパイトケア（53 頁）

「レスパイト」とは「休息」や「息抜き」ということで、レスパイトケアは、在宅で介護や子育てをしている家族が休息を取れるようサポートを行うサービスです。在宅で介護を受けている要介護高齢者が老人ホームのショートステイを利用して短期間入所したり、在宅の乳幼児や障害者が「一時預かり」や「一時保育」に行くことなどで、介護や育児をしている家族が休息を取ったり、急な病気やけがに対応したり、冠婚葬祭に出席できる等のサービスを提供します。

2 館山市地域福祉計画等策定委員会

設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、館山市附属機関設置条例（昭和42年館山市条例第13号）に基づき設置された館山市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長等の諮問に応じ、館山市地域福祉計画・館山市地域福祉活動計画等に関する事項について調査及び審査し、その結果を答申するものとする。

（委員）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）館山市議会議員
- （2）保健福祉関係者
- （3）地域福祉関係者
- （4）住民代表者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和6年3月29日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

（アドバイザーの設置）

第6条 委員会に、専門的及び総合的な立場から助言を行うアドバイザーを置くことができる。

（会議）

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、書面によることも可能とする。

（意見の聴取等）

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に主席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（検討部会）

第9条 必要な資料の収集、調査及びその他各種の検討を行うため、委員会に検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、検討した事項を委員会に報告するものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

委員構成

NO	区分	所属	人数
1	館山市議会	議員	1名
2		議員	1名
3	保健福祉関係者	館山市保健推進員協議会	1名
4	地域福祉関係者	館山市社会福祉協議会	1名
5		館山市民生委員児童委員協議会	1名
6		館山市ボランティア連絡協議会	1名
7		館山市地域自立支援協議会	1名
8		館山市地域包括支援センター	1名
9		館山市子ども・子育て会議	1名
10		館山市要保護児童対策協議会	1名
11		安房地区保護司会館山支部	1名
12		館山市PTA連絡協議会	1名
13		中核地域生活支援センターひだまり	1名
14	住民代表者	館山市町内会連合協議会	1名
15		公募委員	1名
16		公募委員	1名

委員名簿

令和5年6月1日現在

	区分	所属	委員名	備考
1	館山市議会	議員	鈴木 ひとみ	
2		議員	鈴木 明子	
3	保健福祉関係者	館山市保健推進協議会	石井 まゆみ	
4	地域福祉関係者	館山市社会福祉協議会	秋山 一夫	
5		館山市民生委員児童委員協議会	中間 正一郎	
6		館山市ボランティア連絡協議会	鈴木 宏子	
7		館山市地域自立支援協議会	畠山 正昭	
8		館山市地域包括支援センター	初山 浩二	
9		館山市子ども・子育て会議	石渡 秀嗣	
10		館山市要保護児童対策協議会	大塚 歩	
11		安房地区保護司会館山支部	佐々木 小次郎	
12		館山市PTA連絡協議会	加藤 優	
13		中核地域生活支援センター ひだまり	香田 道丸	
14	住民代表者	館山市町内会連合協議会	小原 貞雄	
15		公募委員	渡邊 均	
16		公募委員	江澤 佳子	

	地域福祉アドバイザー	大橋 謙策	
--	------------	-------	--

(敬称略)

3 計 画 策 定 審 議 経 過

年 月 日	検 討 内 容
2022（令和4年）	
7月18日	第1回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）市民意識調査アンケート（案）について
8月24日～9月20日	市民意識調査の実施
10月	関係団体・機関ヒアリング調査の実施
11月19日～12月10日	地区市民懇談会の実施
2023（令和5年）	
2月22日	第2回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）館山市地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子案について
6月1日	第3回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）計画素案作成進捗状況について （2）基本理念について
9月12日	第4回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）計画の体裁について （2）第1～第4章の説明
12月27日	第5回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）館山市地域福祉計画（案） （2）パブリックコメント実施内容について
2024（令和6年）	
1月15日～1月29日	計画原案についてパブリックコメントを実施 結果：質問・意見は寄せられず
2月29日	第6回館山市地域福祉計画等策定委員会 （1）市長への答申案の決定

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

館山市地域福祉計画

2024(令和 6)年度～2029(令和 11)年度

2024(令和 6)年 4 月 1 日 発 行

発 行 千葉県館山市

(健康福祉部社会福祉課)

社会福祉法人館山市社会福祉協議会

〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1

電話 0470-22-3111(市役所代表)

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆